

武蔵野市は

あなたの様々な“学び”… もっと応援できるようになりました



学びの おすそわけ プロジェクト

「学び」は、もっと自由でいい。



NEW!

令和8年度
後期募集を行います!

学びおくりあい補助金

特徴：簡単申請!気軽に自分の学びを
シェアできる!

対象：主に市内で活動する個人または団体

申請：オンライン申請

支払い：事業実施後の精算払い

上限
5万円

【後期】申請期間：

令和8年9月28日(月)午前9時から
10月20日(火)午後5時必着

先着順

RENEWAL!

令和8年度
受付は終了しました

生涯学習・子ども体験事業補助金

特徴：熱い想いをカタチに!みんなの
学びで地域を盛り上げる企画を!

対象：主に市内で活動する団体

申請：書類(プレゼンテーションあり)

支払い：事業実施前の概算払い

上限
20万円

申請期間：

令和8年5月8日(金)から5月22日(金)

※令和8年度後期募集はありません。



問い合わせ

武蔵野市教育部 生涯学習スポーツ課 (市役所南棟5階)

電話：0422-60-1902

E-mail：sec-syougaku@city.musashino.lg.jp

こんなことも対象?
具体的な申請方法は?
必ず募集案内を見て
申請してください。



基本理念

学びおくりあい、わたしたちがつくるまち

「学びおくり」とは、学んだことを他者、地域、コミュニティ、社会、あるいは次の世代へ「おくる」ことを意味し、「恩送り」という言葉から着想した第二期武蔵野市生涯学習計画の造語です。

この「学びおくり」を通じて、市民が自分たちのまちを自分たちでつくることを「学びおくりあい、わたしたちがつくるまち」という言葉で表現し、これを本計画の基本理念としています。



Lifelong

第二期武蔵野市生涯学習計画

Learning



第二期武蔵野市生涯学習計画
はこちらから

「学びおくりあい補助金」を活用して 人生を豊かに 地域コミュニティをより良く

上限
5万円

身の回りにある学びや感動を・・・

／ 今日もおいしくできた！



／ 講習会の先生の話が
とてもおもしろかった！



／ 子どもも大人も一緒に
楽しめた！



もっとたくさんの人にシェアしたい！

「学びおくりあい」の実践に
補助金を活用してください！

／ 自慢の趣味を生かして
ヘルシーお料理講座



／ 専門家を講師に
呼んで学びを広める講座



／ たくさんの子どもが体験
できるイベント



学びおくりあい、やってみたいな。
でも、申請が大変なのでは？

2頁の要件を確認して事業を企画、
申請は簡単2ステップ！
(次頁の流れをご確認ください)



団体内にとどまらず、広く市民を募集して行う事業が対象です。
広報の例は12頁を参照してください。

学びおくりあい補助金
申請から補助金交付までの流れ

【申請】

Step1 予算書(指定の書式を市ホームページからダウンロード)と会員名簿(個人の場合不要)を作成

Step2 電子申請を行う(入力項目は3頁参照)

令和8年9月28日(月)午前9時～

10月20日(火)午後5時まで

※予算の範囲内で先着順です(書類審査あり)



市HP



電子申請



【書類審査】

【審査結果通知】

※10月9日(金)以降随時、結果通知を発送します。

【事業実施】

- 日時・場所・事業名等が変更になった場合は、速やかにメール等でご連絡ください。
- 会場の予約等その他の活動については、各団体において自主的に行っていただきます。
- チラシ・ポスター等広報物には、「武蔵野市学びおくりあい補助金交付事業」と明記し、広報開始前に生涯学習スポーツ課へ16部ご提出ください。
- 生涯学習スポーツ課窓口、武蔵野ふるさと歴史館、武蔵野プレイスでのチラシ配布支援ができます。※学校配布・市報掲載の支援はできません。
- 事業実施時に社会教育委員または市の担当職員が、視察(見学)に伺う場合があります。

【実績報告】

事業終了後、1か月以内(年度末に事業が完了した場合は令和9年3月31日まで)に実績報告をしてください。

- (1)実績報告(電子申請)
- (2)事業決算書(書式を市ホームページからダウンロード)
- (3)活動写真とちらし
- (4)補助事業に係る領収書
- (5)請求書

※(4)(5)は原本で提出。提出書類は返却しません。

※振込には、1か月程度かかります。

【学びおくりあい交流会】

令和9年3月30日(火)午後6時～(予定)に、補助金交付団体交流会を市役所で開催予定です。1名以上必ず参加してください。

●申請できる対象(補助対象者)

以下の要件に該当していることが必要です。

- (1) 任意の市民団体(法人格を有する団体を除く)又は特定非営利活動法人または個人
- (2) 市内に活動の拠点を有し、又は団体の場合は代表者が市内に住所を有し、かつ、主たる活動が市内である
- (3) 団体の場合は、構成員の半数以上が市内に在住、在勤、又は在学している
- (4) 個人の場合は、市内に在住、在勤、又は在学している

●事業の期間

令和8年4月から令和9年3月までに実施するもの

●補助対象事業

- (1) 市の生涯学習の発展に寄与すること、又は子どもの体験活動の活性化に寄与し、参加する子どもにとって非日常的で有意義な活動であること。
- (2) 地域活動の活性化に対する貢献度が高いこと。
- (3) 事業計画に無理がなく、着実に実施されることが見込まれること。
- (4) 団体内又は個人にとどまらず、市民に広く開かれたものとして実施されること。

●交付対象としない事業

本市(財政援助出資団体を含む)の他の助成金等の交付を受ける事業等

●申請限度額及び補助金の交付額

1団体又は個人(補助対象者)につき同一年度内に1事業、上限5万円

※審査の結果、不交付又は申請額より減額して交付決定される場合があります。

●補助対象経費

事業の実施期間内に係る直接必要な経費(表の×の経費は対象外です)

項 目	内 訳
謝礼費	外部講師・指導者等に対する謝礼・出演料(交通費含む) ×団体の構成員に対する謝礼
印刷製本費	資料・募集・案内チラシ・レジュメ等資料に伴う印刷代、写真代 (デザイン費を含む) ×ホームページやSNSのデザイン費
使用料及び 借上料	事業を実施するための会場・機器備品等(テント等)の借上(レンタル)料・映像使用料等

●補助対象としない経費

- (1) 団体等の活動拠点の維持管理に関する経費、団体構成員(又は個人)の会合・人件費・飲食代に関わる経費、団体又は構成員、個人の所有になるものの購入費は対象外です。
- (2) クーポン(値引き利用分)は、補助対象外です。
- (3) ポイントカード・クレジットカード・電子マネー(携帯決済含む)で支払し、付与ポイントがある場合、付与ポイント相当分は団体の場合は補助対象 経費から差引きします。個人の場合は差引しません。

詳細は、要綱(7～11頁)をご確認ください。



学びおくりあい補助金 電子申請入力項目

1	補助金を申請する主体を選択ください。 <u>個人</u> or <u>団体</u>
2	団体名（団体の場合のみ）
3	代表者情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレス）、個人の場合は在住・在勤・在学
4	代表者肩書（団体の場合のみ）
5	団体または個人紹介（活動目的・活動内容・活動頻度・主たる活動場所）＜150 字以上 300 字以内＞
6	連絡担当者と代表者が同一か <u>はい</u> or <u>いいえ</u>
7	Q6 で連絡担当者が違う場合は、連絡担当者情報
8	会員総数
9	内訳 武蔵野市在住、在勤、在学の会員数
10	構成員名簿の添付
11	申請事業名称
12	申請事業目的 ＜150 字以上 300 字以内＞
13	申請事業内容（当日のタイムスケジュールを含む）＜150 字以上 300 字以内＞
14	実施日時、準備から実績報告（事業終了後 1 カ月以内）までの期間
15	実施場所
16	悪天候等やむを得ない事情で実施が出来ない場合の代替案
17	対象者・人数、定員を超えた場合の具体的な対応
18	募集方法（事前申込の有無・申込方法）
19	広報方法（広報媒体・配布場所・配布部数等）＜50 字以上 300 字以内＞
20	参加料徴収の有無
21	申請金額
22	申請事業の本市（財政援助出資団体を含む）の他の助成金交付の有無
23	本事業において見込める成果・効果 ＜150 字以上 300 字以内＞
24	本事業を通した「学びおくりあい」の具体的な実践方法 ＜150 字以上 300 字以内＞
25	申請事業予算書データ
26	申請予算費目
27	講師・出演者氏名、略歴（ホームページ等の URL でも可能）、謝礼費用の積算根拠 ＜150 字以上 300 字以内＞
28	確認事項（下記に該当しないことを確認し☑をしていただきます） ☐ 営利を目的とする事業また当該事業を援助する事業 ☐ 特定の政党の利害に関する事業 ☐ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する政治活動に関する事業 ☐ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する事業 ☐ 参加料等を徴収する事業で、徴収金額がその運営経費を超えるもの ☐ 事業の実施及び準備に係る場所について、公衆衛生、公害防止等の設備及び措置が不十分である事業 ☐ 市（財政援助出資団体を含む。）の他の助成金等の交付を受ける事業 ☐ 武蔵野市暴力団排除条例（平成 24 年 9 月武蔵野市条例第 24 号）第 2 条第 1 号の暴力団、同条第 2 号の暴力団員及び同条第 3 号の暴力団関係者と関わりのある事業 ☐ 市（財政援助出資団体を含む。）と共催して実施する事業 ☐ 団体又は個人にとどまる事業 ☐ 未成年（18 歳未満）のみで実施される事業

※個人の場合は、2、4、6～10 は入力不要です。

※書式は市ホームページからダウンロードしてください。
※申請事業に関わる全ての収支(補助対象経費以外も含む)を記入してください。

記入例

学びおくりあい補助金事業予算書

団体名	学びおくりあい大学ロボット研究サークル						
事業名称	未来体験ロボットラボ						

収入と収支の★・◎のセルがそれぞれ合うようにしてください。

1 収入

項目	説明（内容・積算根拠）	金額（円）
学びおくりあい補助金	学びおくりあい補助金	★50,000
会費	サークル経費	10,000
参加費	ロボット作成費 500円×20名	10,000
収入合計		◎70,000

項目と積算根拠は、プルダウンから選択してください。

2 支出

項目	説明（内容）	積算根拠	単価	数量	単位	金額（円）	内補助対象金額（円）
謝礼費	講師謝礼（交通費含む）	実績金額	50,000	1	人	50,000	50,000
謝礼費	団体構成員への謝礼（SNS広報作成）	打合せ資料	5,000	1	人	5,000	
その他	テキスト、筆記用具	見積書	3,000	1	式	3,000	
その他	ロボット材料	見積書	10,000	1	式	10,000	
その他	講師お弁当代	その他	2,000	1	式	2,000	
！ 団体の構成員に補助金から支払うことはできません。							0
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
支出合計							◎70,000
							★50,000

学びおくりあい補助金は、「謝礼費」「印刷製本費」「使用料及び借上げ料」のみが補助対象です。うち補助対象金額項目に上記以外の費用の金額は記入しないでください。

注
1 収入合計と支出合計とは同額となるように作成してください。
2 決算書提出時に添付する領収書は補助対象外経費も含む全ての経費において必要です。

学びおくりあい補助金

Q & A

Q 1	どのような経費が補助対象になりますか。
A 1	詳しくは2ページをご参照ください。補助対象の費目についても、審査の上、一部または全部が補助対象外になる可能性があります。

Q 2	予算計上していたある項目(費目)で補助金の余剰が出そうなので、他の項目へ流用することはできますか。(例：印刷製本費について30,000円交付決定されたが、27,000円しか使わず3,000円余りそうなので、その分を講師謝礼費として使いたい。)
A 2	講師謝礼については、交付決定された金額までしか補助することはできません。印刷製本費、使用料及び借上料については、余剰が出た場合は流用して構いません。ただし、内容によっては流用を認められない場合がありますので、事前にご相談ください。

Q 3	団体構成員にデザイナーがいて、チラシのデザインを低価格で行うことができます。補助金から謝礼をお支払いすることができますか。
A 3	団体構成員への謝礼は、役務等を提供していただいても補助対象外です。

Q 4	講師の交通費は謝礼に含むことができますか。
A 4	できます。ただし、交通費の積算根拠資料を求める場合があります。

Q 5	予算より多くの参加費や会場カンパ等の収入がありました。来年度以降も同様の事業を実施予定なので、団体として繰り越すことは可能ですか。
A 5	本補助金は、事業費補助金で団体補助金ではありませんので、繰越できません。

Q 6	報告書はいつまでに提出すればいいですか。
A 6	補助事業の完了後1か月以内(年度末に事業が完了したときは年度末の3月31日まで)です。間に合わなかった場合、補助金のお支払いができません。

Q 7	今年度実施した事業が好評だったので、来年度も同じ事業で実施予定です。来年度も申請できますか。
A 7	申請することができます。同一事業は1年度に1回限りですが、年度を超えて同一事業を申請することは何度でもできます。

Q 8	生涯学習・子ども体験事業補助金と同時に申請することはできますか。
A 8	できません。同一事業1年度にどちらか1回のみ申請できます。

Q 9	私たちの団体は、今年度2つの事業を実施予定です。2つの事業とも補助金を申請することはできますか。
A 9	できません。1補助対象者につき1年度において1事業とします。

Q10	交付決定後、申請時に未定だった日程と場所が確定しました。変更申請が必要ですか。
A10	日程と場所の確定は、変更申請ではなく、メールで速やかにお知らせください。

Q11	未成年のみのグループで申請は可能ですか。
A11	申請はできません。申請時点で成人（18歳以上の方）が代表者であることが必要です。

武蔵野市学びおくりあい補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、武蔵野市（以下「市」という。）が、主に市の区域内（以下「市内」という。）で活動する団体又は個人（以下「団体等」という。）に対して、主に市民を対象とし、かつ、原則として市内において実施する生涯学習事業又は満19歳以下の者（以下「子ども」という。）を対象とした、文化、スポーツ若しくは体験活動に係る事業（以下「事業」という。）に要する経費の全部又は一部を補助することにより、学びを通じて個人の人生の豊かさを向上させるとともに、学びにより個人と社会を結びつけて地域コミュニティをよりよくする事業を実施し、もって第二期武蔵野市生涯学習計画の基本理念である「学びおくりあい、わたしたちがつくるまち」の実現を目指すことを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する団体等で、事業を行うものとする。ただし、過去にこの要綱による補助を受けたことがあり、その際にこの要綱の規定に違反したことがある者又は同一年度内に武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付要綱（令和8年4月1日施行）に基づく補助金の交付を受けた者を除く。

- (1) 不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組む任意の市民団体（法人格を有する団体を除く。）若しくは特定非営利活動法人（以下「団体」という。）又は個人であること。
- (2) 市内に活動の拠点を有し、又は団体の場合はその代表者が市内に住所を有し、かつ、主たる活動を市内において実施していること。
- (3) 団体の場合は、構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (4) 個人の場合は、市内に在住し、在勤し、又は在学していること。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てに該当すると市長が認める事業で、同一の補助対象者につき同一年度内に1事業とする。

- (1) 市の生涯学習の発展に寄与すること、又は子どもの体験活動の活性化に寄与し、参加する子どもにとって非日常的で有意義な活動であること。
- (2) 地域活動の活性化に対する貢献度が高いこと。
- (3) 事業計画に無理がなく、着実に実施されることが見込まれること。

- (4) 団体内又は個人にとどまらず、市民に広く開かれたものとして実施されること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業又は当該事業を援助する事業
- (2) 特定の政党の利害に関する事業
- (3) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する政治活動に関する事業
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する事業
- (5) 参加料等を徴収する事業で、徴収金額がその運営経費を超えるもの
- (6) 事業の実施及び準備に係る場所について、公衆衛生、公害防止等の設備及び措置が不十分である事業
- (7) 市（財政援助出資団体を含む。）の他の助成金等の交付を受ける事業
- (8) 武蔵野市暴力団排除条例（平成24年9月武蔵野市条例第24号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員及び同条第3号の暴力団関係者と関わりのある事業
- (9) 市（財政援助出資団体を含む。）と共催して実施する事業
（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、事業に要する次に掲げる経費であって、当該年度に係るものとする。

- (1) 講師等への謝礼金及び出演料
- (2) 印刷製本費
- (3) 会場等の使用料及び借上料

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付対象としない。

- (1) 団体等の活動の拠点の維持管理に関する経費
- (2) 団体の構成員又は個人による会合に関する経費
- (3) 団体の構成員又は個人が講師等を担う場合の謝礼金及び出演料
- (4) 事業の終了後に団体等又は団体の構成員の所有物となるものの購入費
（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、同一の補助対象者につき同一年度内に5万円を限度として予算の範囲内で市長が必要と認める額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等は、市指定の電子申請を用いて、次に掲げる事項を入力することにより、市長に申請しなければならない

い。

- (1) 申請者（団体の場合は代表者）の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス
 - (2) 団体の場合は、団体名、会員数並びに連絡担当者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス
 - (3) 団体又は個人の紹介
 - (4) 補助を受けようとする事業の目的、内容、効果、参加料徴収の有無等
 - (5) 補助金交付申請額及び経費
 - (6) 他の助成金等の交付の有無
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項に規定する申請を行う際には、次に掲げる書類を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を添付しなければならない。
- (1) 補助を受けようとする事業の予算書
 - (2) 団体の場合は、会員名簿
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、第1項各号に掲げる事項を記載した書面及び前項各号に掲げる書類の提出をもって、第1項の規定による入力及び前項の規定による添付に代えることができる。
- （補助金の交付決定）

第7条 市長は、交付申請があったときは、武蔵野市教育委員会を介して、武蔵野市社会教育委員の会議に、補助金の交付について意見を聴取するものとする。

- 2 市長は、前項の意見を踏まえて、交付申請の内容を審査し、当該審査の結果、補助金の全部又は一部について交付を決定したときは武蔵野市学びおくりあい補助金交付決定通知書（第1号様式）により、不交付とすることを決定したときは武蔵野市学びおくりあい補助金不交付決定通知書（第2号様式）により当該交付申請をした団体等に通知するものとする。

（事業実施状況の報告）

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた団体等（以下「交付決定団体等」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の実施をするときは、実施時期、事業対象、実施場所、広報等について、事前に市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告のほか、必要があると認めるときは、交付決定団体等に対し、補助事業の遂行の状況について必要の都度報告させることができる。

（補助金の交付請求及び実績報告）

第9条 交付決定団体等は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了後1か月以内（当該補助事業が年度末に完了したときは年度末）に、武蔵野市学びおくりあい補助金交付請求書（第3号様式）に補助事業に係る領収書等を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による提出を行う場合においては、交付決定団体等は、市指定の電子申請を用いて、事業の実施概要等を入力し、並びに事業決算書及び市長が必要と認める書類を記録した電磁的記録を提出することにより、補助事業の実績を報告しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による補助金の交付請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助の取消し等）

第10条 市長は、交付決定団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、武蔵野市学びおくりあい補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により交付決定団体等に通知するものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助金の目的外に使用したとき。
- (3) 補助事業を実施しなかったとき。
- (4) 第6条の規定により申請した内容と著しく異なる事業を実施したとき。
- (5) 前条第2項の規定による報告を怠ったとき。
- (6) 前条第2項の規定により提出する決算書の補助事業に係る経費の額が、交付決定の額を下回るとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整理保管）

第12条 補助金の交付を受けた団体等は、当該補助金の交付の対象となった経費に係る収支の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整備し、当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

市民に広く開かれた事業とは？

広報
の例

■市報掲載

全戸配布されている市報の「市民伝言板」に掲載を依頼することができます。

掲載の条件がありますのでご確認ください。原稿の締切日に間に合うように計画的にスケジュールを組みましょう。



■チラシの配架

武蔵野プレイス・武蔵野ふるさと歴史館にチラシを配架しています。事業チラシが出来上がったら、市生涯学習スポーツ課に持参または郵送していただければ、チラシを配架します。

■武蔵野プレイス登録市民活動団体

武蔵野プレイスに市民活動団体として登録をすることで、プリント工房の利用や広報物の設置のほか、打合せや軽作業に便利なワーク라운ジの利用等もできます。登録の要件や申請方法等をご確認ください。



■その他

団体 SNS での発信、商店等へのポスター掲示依頼、補助金交付団体同士の事業での周知 etc.



皆さんのアイデアでたくさんの方に
お知らせして地域を盛り上げてください！



その他の補助金情報



武蔵野市や東京都では、さまざまな事業に対応した補助金があります。

※情報は随時更新されますので、最新情報はお問合せください。

■武蔵野市の補助金一覧

武蔵野市の補助金一覧ページです。

- ・ 特定非営利活動補助金交付事業
- ・ 武蔵野市クラウドファンディング活用推進事業補助金
- ・ 男女平等推進団体補助金
- ・ 環境啓発事業費補助金

※武蔵野市学びおくりあい補助金、生涯学習・子ども体験事業補助金との併用はできません。



■市や他の機関による支援情報

市の各部所管の補助金や関係団体についての、おもにボランティアグループや市民活動団体、NPOやNGOを応援することを目的とした情報ページです。

※本市（財政援助出資団体を含む）の補助金は武蔵野市学びおくりあい補助金、生涯学習・子ども体験事業補助金と併用はできませんのでご注意ください。



■東京都の補助金一覧検索

東京都が実施する補助金に関する情報をより分かりやすく見える化した「TOKYO補助金サーチ見える化ボード」のページです。

東京都が実施する補助金は武蔵野市学びおくりあい補助金、生涯学習・子ども体験事業補助金と併用が可能です。過去に、「アーツカウンシル東京の芸術文化による社会支援助成」と併用された例があります。



■高校生世代向け補助金・事業

成人・青少年を対象とした社会教育事業のページです。高校生世代チャレンジアシストプログラムを行っており、助成グループには、事務局が継続的に助言や支援を行います。

※武蔵野市学びおくりあい補助金、生涯学習・子ども体験事業補助金は、未成年のみの団体による申請は認めていません。

